

令和6年度版

児童自立生活援助事業経費 (児童自立生活援助事業所Ⅲ型) ハンドブック

群馬県中央児童相談所

群馬県北部児童相談所

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

児童自立生活援助事業経費 一覧表

委託費の種類	内 容	区分等	支給の 頻度	高校生	特別支 援学校 高等部
①受託支度金	新たに受託した際必要な経費	児童一人当たり	1回限り	○	○
②委託手当	児童に係る諸経費	養育里親	毎月	◎	◎
		専門里親			
③一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	一般分	毎月	◎	◎
④教育費	児童に係る学用品費	特別支援学校高等部	毎月		◎
⑤教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費	特別支援学校高等部	請求月		○
⑥通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費。	特別支援学校高等部	請求月		○
	公共交通機関がない場合に限り、通学に必要な自転車購入代及び駐輪場賃貸費用も支給。				
⑦部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等	特別支援学校高等部	請求月		○
⑧特別補習費	集団学習に馴染むことが困難である場合に、家庭教師等により個別学習支援をするための費用	高校生	請求月	○	
⑨学校給食費	学校給食に必要な経費	特別支援学校高等部	請求月		○
⑩見学旅行費	最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	高等学校 特別支援学校高等部	1回限り	○	○
⑪入学支度費	入学に際し必要な学用品等の購入費	特別支援学校高等部1年生	入学月		○
⑫特別育成費	授業料、クラブ費、教科書代、学用品費、通学費など	公立	請求月	○	
		私立	請求月	○	
⑬特別育成費	入学支度金 入学に際し必要な学用品等の購入費	高校入学時	入学月	○	
⑭特別育成費	通学交通費 通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等	高校生	請求月	○	
⑮特別育成費	大学等受験費 大学等受験にかかる経費	高校生	請求月	○	
⑯資格取得等 特別加算費	就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	高校生 特別支援学校高等部	1回限り	○	○
⑰補習費	学習塾等を利用した場合の経費	高校生	請求月	○	
⑱就職支度費	児童が就職するために必要な寝具、被服類等を購入費	入所解除が 決定した児童 一人当たり	1回限り	○	○
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等				
⑲大学進学等 自立生活支度費	児童が大学等へ進学するために必要な学用品及び参考図書類等の購入費	入所解除が 決定した児童 一人当たり	1回限り	○	○
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の委託解除後の住居費及び生活費等				
⑳職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	義務教育 終了児童	請求月	○	○
㉑冷暖房費	児童の冷暖房費	児童一人当たり	毎月	◎	◎
㉒児童通院費	障害等で定期的な通院が必要な場合、通院に係る交通費	該当者	請求月	該当児童	
㉓予防接種費	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、破傷風トキソイド、流行性耳下腺炎、RSウイルス	該当者	請求月	該当児童	
㉔防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる経費	年度1回限り	3月のみ	該当児童	
㉕葬祭費	児童が死亡した場合の葬祭のために必要な経費	該当者	請求月	該当児童	
㉖視力矯正費	眼鏡やコンタクトレンズの購入にかかる経費	該当者	請求月	該当児童	

○申請必要 ◎申請不要

目 次

児童自立生活援助事業所Ⅲ型への入所児童に係る経費の請求方法について・・・	1
1 児童自立生活援助事業経費（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）・・・	1
(1) 児童自立生活援助事業経費（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）の概要・・・	1
(2) 児童自立生活援助事業経費の請求方法・・・	1
(3) 児童自立生活援助事業経費の支払方法・・・	2
(4) 児童自立生活援助事業経費の支給額・・・	2
(5) 児童自立生活援助事業経費 各費目の内容・添付書類・・・	2
① 受託支度金・・・	2
② 委託手当・・・	2
③ 一般生活費・・・	3
④ 教育費・・・	3
⑤ 教材費・・・	4
⑥ 通学交通費・・・	5
⑦ 部活動費・・・	5
⑧ 特別補習費・・・	6
⑨ 学校給食費・・・	6
⑩ 見学旅行費・・・	6
⑪ 入学支度金・・・	7
⑫ 特別育成費・・・	7
⑬ 特別育成費 入学支度金・・・	8
⑭ 特別育成費 通学交通費・・・	8
⑮ 特別育成費 大学等受験費・・・	8
⑯ 資格取得等特別加算費・・・	9
⑰ 補習費・・・	9
⑱ 就職支度費・・・	9
⑲ 大学進学等自立生活支度費・・・	10
⑳ 職業補導費・・・	10
㉑ 冷暖房費・・・	11
㉒ 里親委託児童通院費・・・	11
㉓ 予防接種費・・・	11
㉔ 防災対策費・・・	12
㉕ 葬祭費・・・	12
㉖ 視力矯正費・・・	12
㉗ 期末一時扶助費・・・	13
～児童相談所から里親への児童自立生活援助事業経費支給までの流れ～・・・	14

2	療養費・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1)	療養費の概要・・・・・・・・	15
(2)	療養費の請求方法・・・・・・・・	15
(3)	療養費の支払方法・・・・・・・・	15
(4)	療養費の内容・提出書類・・・・・・・・	15
①	医療機関受診（保険診療）時等の自己負担額・・・・・・・・	15
②	補聴器等補装具の購入・・・・・・・・	16
③	予防接種費・・・・・・・・	16
	～児童相談所から里親への療養費支給までの流れ～・・・・・・・・	17
	巻末資料・・・・・・・・	18
1	児童自立生活援助事業経費・・・・・・・・	19
	児童保護措置費単価表（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）・・・・・・・・	20
	別紙様式1 児童自立生活援助事業所請求書・・・・・・・・	22
	別紙様式2 ○月分児童自立生活援助事業所内訳・・・・・・・・	23
	2号様式 教材代支弁のための証明書・・・・・・・・	24
	3号様式 通学・職業訓練のための交通機関利用認定書・・・・・・・・	25
	4号様式 部活動費納入証明書・・・・・・・・	26
	4号の2様式 道具類購入一覧表・・・・・・・・	27
	5号様式 学習塾費納入証明書・・・・・・・・	28
	5号の2様式 学習塾費一覧表・・・・・・・・	29
	5号の3様式 個別学習支援利用証明書・・・・・・・・	30
	6号様式 在学及び学校給食費に係る証明書・・・・・・・・	31
	7号様式 修学旅行参加証明書・・・・・・・・	32
	8号の1様式 特別育成費支弁のための証明書・・・・・・・・	33
	8号の2様式 特別育成費支弁のための証明書・・・・・・・・	34
	8号の3様式 特別育成費（入学時特別加算費）支弁のための証明書・・・・・・・・	35
	8号の4様式 特別育成費（交通実費）支弁のための証明書・・・・・・・・	36
	8号の5様式 特別育成費（大学等受験費）支弁のための証明書・・・・・・・・	37
	9号様式 予防接種費支弁のための証明書・・・・・・・・	38
	10号様式 在学証明書・・・・・・・・	39
	11号様式 視力矯正費・・・・・・・・	40
	児童自立生活援助事業経費Q&A・・・・・・・・	41
2	療養費・・・・・・・・	45
	様式第8号 施設入所児に係る療養費支給請求書・・・・・・・・	46
	療養費Q&A・・・・・・・・	47

児童自立生活援助事業所Ⅲ型への入所児童に係る経費の請求方法について

1 児童自立生活援助事業経費（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）

（1） 児童自立生活援助事業経費（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）の概要

- ・ 児童自立生活援助事業経費（児童自立生活援助事業所Ⅲ型）（以下、「児童自立生活援助事業経費」という。）とは、義務教育終了後、里親委託措置が解除された児童等に対して、里親の住居等において、相談や日常生活上の援助等（児童自立生活援助）を行うこと等により、児童等の社会的自立を支援する場合、援助里親に対し一定額を支弁するものです。
- ・ 国の見直し等により、対象となる経費の内容や支給額の改定が行われます。

（2） 児童自立生活援助事業経費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・ 児童相談所から「児童自立生活援助事業所請求書（別紙様式1）」「〇月分児童自立生活援助事業所内訳（別紙様式2）」

を該当月の月末に送付します。

別紙様式2の内容を確認後、別紙様式1に「合計請求額」、「入所児童氏名」、「入所児童生年月日」、「里親区分」、「請求年月日」、「里親住所」、「里親氏名」、さらに振込口座の情報（各年度における最初の請求時のみ記載します。以降においては、振込口座に変更があった場合にのみ、口座情報を記載してください。）を記入・押印し、翌月10日までに児童相談所へ提出してください。

実費請求等するものがあれば、必要な認定書・証明書・領収証書等を毎月10日までに提出してください。児童相談所で内容を確認し、翌月分の別紙様式2に算入します。

また、入所児童が入所解除になった場合でも、解除月分の支払いに関する別紙様式1並びに別紙様式2が送付されますので、必ず別紙様式1を返送してください。

- ・ 各費目の請求様式は、巻末に掲載しています。該当ページをコピーして使用してください。

また、請求書のほかに、添付書類や証明が必要なものがあります。添付書類や証明は写しを提出してください。なお、添付書類等に不足がありますと、支払うことができませんのでご注意ください。

- ・ 修正液、修正テープ、消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・ 学校長、学習塾長により証明された証明書を、里親の訂正印で訂正しないでください。
- ・ 児童自立生活援助事業経費に関する領収証書は、すべて保管しておいてください。

② 書類提出時期

- ・ 原則として、費用を負担した翌月10日までに必要書類を提出してください。
- ・ 県では会計年度をまたがった支払いはできません。3月末日までに負担した費用については4月10日までに必ず請求書を提出してください。

③ 書類提出先

- ・ 里親を管轄する児童相談所に提出してください。

(3) 児童自立生活援助事業経費の支払方法

- ・ 費用負担の対象となった月の翌月 20 日頃までに、口座振込で支払います。
例) 6 月分→7 月 20 日に支払います。

(4) 児童自立生活援助事業経費の支給額

- ・ 支給額については、巻末資料「児童保護措置費単価表（児童自立生活援助事業Ⅲ型（里親）」のとおりです。
- ・ 「入所日数」は児童自立生活援助事業が開始された日は 1 日として日数に含めますが、解除になった日は、日数に含めません。

(5) 児童自立生活援助事業経費 各費目の内容・添付書類

① 受託支度費	実費（上限あり）
---------	----------

【対象】

新たに入所した児童

【経費の使途】

里親が児童を入所させる際の支度費

【提出書類】

領収書（写）

【備考】

- ・ 入所に向けた手続き（マッチング等を含む）を開始した日から入所後 1 ヶ月までの期間において、児童の養育のために必要とされた物品等の購入費用として、領収証等により確認することができた額を支払います。
- ・ 同一里親で、里親委託措置から引き続き入所となる場合は、適用対象外となるため支給しません。

② 委託手当	定額
--------	----

【対象】

入所児童（親族里親及び特別養子縁組里親は対象となりません。）

【経費の使途】

入所児童に係る諸経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 入所している月に毎月支給します。

- ・ 専門里親として受託した場合は、専門里親手当額が適用されます。

③ 一般生活費	定額
---------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

入所児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 入所している月に毎月支給します。
- ・ 各月初日以外の日に入所開始、解除又は入所停止、停止解除があった場合、日割りにより支給します。

④ 教育費	定額
-------	----

【対象】

特別支援学校の高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の教育等に必要な学用品等の経費

<例>

鉛筆	消しゴム
罫線や枠だけのノート	筆入れ
定規	赤青鉛筆
シャーペン（替え芯を含む）	サインペン
ボールペン	下敷き
修正液（テープ）	レポート用紙
ルーズリーフ	蛍光ペン
携帯用鉛筆削り	原稿用紙・方眼用紙等
はさみ	のり
セロテープ	ホチキス（針を含む）
ファイル	輪ゴム
クリップ	ゴム印（児童氏名等）
クリアファイル等の文房具類	鞆

手提げ袋	傘
防犯ブザー等の通学用品	遠足の費用
校外学習の費用	実習等の費用
連絡帳	自由帳
P T A 会費	保険・共済費
卒業アルバム製作費	清掃用の雑巾
防災頭巾	各教科以外のために使用する費用
合唱会・運動会等の行事の費用等	ノート
スケッチブック	バインダー
学校納付金	通学用品
習い事（ピアノ・スイミングスクール・外国語会話・舞踊等）に係る費用	
自由研究や読書感想文等の長期休業中の課題用の費用	
歯ブラシ、給食用エプロン・箸（給食袋・箸入れ等付属品含む）	
クラブ活動（必修のもの。部活動は必修でない。）の費用	
学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入及び利用の費用	

【添付書類】

不要

【備考】

- ・ 在学している月に毎月支給します。
- ・ 筆記用具、文房具、通学用品、遠足などの実験学習見学費、学校納付金、学校の保険加入代等が対象です。

⑤ 教材費	実費
-------	----

【対象】

特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な経費

各教科の副読本・ドリル・ワークブック・問題集・資料集・辞書等の学校指定の副教材が対象です。各教科で使用する学校指定の道具類及びその付属品も対象です。

<例>

教科	該当する教材費
音楽	鍵盤ハーモニカ・リコーダー
教科	該当する教材費
図画工作・美術	絵具セット・粘土・彫刻刀
家庭科	裁縫セット・調理実習用の食材
体育	体育着・体育館シューズ・水着・水泳帽
算数・数学	三角定規・コンパス・そろばん
書写・書道	習字セット・半紙

【添付書類】

教材代支弁のための証明書（２号様式）

【備考】

＜実費支弁されない費用＞

- 「④教育費」に含まれるもの
- 「⑥通学交通費」に含まれるもの
- 「⑦部活動費」に含まれるもの
- 「⑨学校給食費」に含まれるもの
- 「⑩見学旅行費」に含まれるもの
- 「⑪入学支度金」に含まれるもの

⑥ 通学交通費	実費
---------	----

【対象】

特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券、回数券の実費、自転車の購入費、駐輪場賃貸借費用など

【添付書類】

通学・職業訓練のための交通機関利用認定書（３号様式）、領収書（写）、賃貸借契約書（写）

【備考】

- ・ 定期乗車券、通学用の自転車、ヘルメット、自転車修理代等が対象です。
- ・ 自転車の購入については、要綱で「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているため基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。購入する前に児童相談所に御相談ください。

⑦ 部活動費	実費
--------	----

【対象】

特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

学校の部活動に必要な道具代、遠征費等

【添付書類】

- ・ 部活動費納入証明書（４号様式）
- ・ 道具類購入一覧表（４号の２様式）、領収書（写）、部活動で使用することを証明する学校の文書等

【備考】

部活動で使用する揃いのジャージ、スポーツ用品、道具、遠征費等が対象です。

- 少年団等学校活動以外に要する経費は対象外です。
- 著しく高額な道具等を購入する場合、購入する前に児童相談所に御相談ください。場合によっては、支弁できない場合があります。

⑧ 特別補習費	実費
---------	----

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より3年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

特別な配慮を必要とする児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費

【添付書類】

個別学習支援利用証明書（5号の3様式）

【備考】

- ・ 集団生活に馴染むことが困難であると考えられる児童が対象です。
- ・ 措置費の対象となる個別学習支援に該当するか事前に児童相談所に御相談ください。

⑨ 学校給食費	実費
---------	----

【対象】

特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の学校給食費として徴収される経費

【添付書類】

在学及び学校給食費に係る証明書（6号様式）

毎年5月10日までに提出してください。

⑩ 見学旅行費	定額
---------	----

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）・高等専門学校（入学時より3年まで）・専修学校（高等課程に限る）・各種学校の第3学年、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

児童の修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等

【添付書類】

修学旅行参加証明書（7号様式）

【備考】

別学年で実施される場合も対象となりますが、児童一人につき1回限りの支給となります。

- 遠足代（教育費）、林間・臨海学校（夏季等特別行事費）は対象外です。

⑪ 入学支度金	定額
---------	----

【対象】

特別支援学校高等部第1学年入学児童

【経費の使途】

新入学に際し必要な学童用品等の経費

<例>

制服	ボタン
Yシャツ	上履き
リボン	ランドセル
校章	名札
帽子	生徒手帳
ベルト	入進学時に購入することが想定されるもの

【添付書類】

不要

【備考】

- ・ 入学した月（4月）のみ支給します。ただし、年度途中の入所に伴い転校をした場合には支給します。児童相談所に御相談ください。

⑫ 特別育成費	実費（上限あり）
---------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より3年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

在学中の教育に必要な経費

【添付書類】

- ・ 特別育成費支弁のための証明書（8号の1様式）
- ・ 特別育成費支弁のための証明書（8号の2様式）、在学証明書（10号様式）（年度初回のみ）、領収書（写）等

【備考】

- ・ 授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品等の教科学習費が対象です。
- ・ 習い事に係る費用や学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用費用も対象です。

<例>

学校納入金	部活動ユニホーム
制服用半袖シャツ	教科書代金

⑬ 特別育成費 入学支度金	実費（上限あり）
---------------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校の第１学年入学児童

【経費の使途】

新入学に際し必要な学童用品等の経費

【添付書類】

特別育成費（入学時特別加算費）支弁のための証明書（８号の３様式）、在学証明書（１０号様式）、領収書（写）等

⑭ 特別育成費 通学交通費	実費
---------------	----

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券、回数券の実費、学校の許可を受けた自転車・バイクの購入費、駐輪場賃貸借費用等

【添付書類】

- ・ 通学・職業訓練のための交通機関利用認定書（３号様式）年度の初回のみ
- ・ 特別育成費（交通実費）支弁のための証明書（８号の４様式）、領収書（写）、賃貸借契約書（写）等

【備考】

- ・ 定期乗車券、通学用の自転車、ヘルメット、自転車修理代、自転車保険代金等が対象です。
- ・ 自転車の購入については、要綱で「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているため基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。購入する前に児童相談所に御相談ください。

⑮ 特別育成費 大学等受験費	実費（上限あり）
----------------	----------

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課

程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費

【添付書類】

- ・ 特別育成費（大学等受験費）支弁のための証明書（８号の５様式）、領収書（写）等

【備考】

- ・ 模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象となりません。

⑯ 資格取得等特別加算費

定額又は実費（上限あり）

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童、特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

就職または進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費

【添付書類】

事前に児童相談所にご連絡ください。

【備考】

- ・ 在学中１回のみ支弁します。
- ・ 特別支援学校高等部に在学している児童は定額支給、それ以外の児童については実費（上限あり）支給です。

⑰ 補習費

実費（上限あり）

【対象】

高等学校（定時制・通信制含む）、高等専門学校（入学時より３年まで）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

学習塾等を利用した場合にかかる経費

【添付書類】

- ・ 学習塾費納入証明書（５号様式）
- ・ 学習塾費一覧表（５号の２様式）、領収書（写）等

⑱ 就職支度費

定額

【対象】

就職するため入所が解除される児童

【経費の使途】

児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費

【添付書類】

採用通知書（写）または就職内定通知書（写）

（特別基準加算の対象となる場合）事前に児童相談所にご相談ください。

【備考】

- ・ 児童が就職するために入所が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童については特別基準加算が支給できます。
- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・ 入所解除される月に支給します。
- ・ 入所中に就職・進学し、その後、入所解除（退所）した場合も、支給対象です。

①⑨ 大学進学等自立生活支度費

定額

【対象】

大学等に進学するため入所が解除される児童

【経費の使途】

進学に際し必要な学用品・参考図書類購入費、住居費、生活費等

【添付書類】

合格証明書等（写）

（特別基準加算の対象となる場合）事前に児童相談所にご相談ください。

【備考】

- ・ 児童が大学等に進学するために入所が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童には特別加算が支給されます。
- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・ 入所解除される月に支給します。
- ・ 入所中に就職・進学し、その後、入所解除（退所）した場合も、支給対象です。

②⑩ 職業補導費

定額

【対象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童

【経費の使途】

児童の交通費（もっとも経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその旅客運賃の定期乗車券）、児童に係る教科書代等

【添付書類】

通学・職業訓練のための交通機関利用認定書（3号様式）

②① 冷暖房費	定額
---------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

入所児童の冷暖房に必要な経費

【提出書類】

不要

【備考】

- ・ 月の初日時点で入所している場合のみ対象となります。
- ・ 入所している月に毎月支給します。

②② 里親委託児童通院費	定額
--------------	----

【対象】

障害や重篤な虐待による心理的ケアにより定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童

【経費の使途】

通院にかかる交通費

【備考】

該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

②③ 予防接種費	実費
----------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

次の予防接種にかかる費用

ジフテリア	百日せき
麻疹（はしか）	急性灰白髄炎（ポリオ）
風しん	日本脳炎
破傷風	H i b 感染症
結核	小児の肺炎球菌感染症
水痘	ロタウィルス
B型肝炎	破傷風トキソイド
流行性耳下腺炎	RSウイルス感染症
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	

【添付書類】

予防接種費支弁のための証明書（9号様式）、領収書（写）等（予防接種の内容が記載されているもの）

②④ 防災対策費	実費（上限あり）
----------	----------

【対象】

入所児童

【経費の使途】

防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる費用

【添付書類】

領収書等

【備考】

- ・ 原則として、3月分措置費として支給しますので、年度末に当該年度分の費用をまとめて請求してください。年度途中で入所児童の入所が解除された場合は、解除された月に請求してください。
- ・ 非常用持出袋の購入、火災報知機の設置等が対象です。なお、領収書等で防災用具か判別がつかない場合、購入品の写真等の添付を求める場合があります。
- ・ 1つの里親家庭で、児童自立生活援助事業所と里親のそれぞれで防災対策費を請求する場合でも、上限額は1箇所分といたします。

②⑤ 葬祭費	定額
--------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

入所児童が死亡した場合葬祭のための費用

【備考】

入所児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

②⑥ 視力矯正費	実費
----------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

眼鏡やコンタクトレンズの購入にかかる経費

【添付資料】

- ・ 視力矯正費支弁のための証明書（11号様式）
- ・ 視力検査結果（写）
- ・ 領収書（写）

【備考】

- ・ 医療用眼鏡や医療用コンタクトレンズの購入にかかる経費については、従前通り療養費での支払いとします。

- ・ 該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。

②⑦ 期末一時扶助費	支給はありません
------------	----------

- ・ 児童自立生活援助事業では、適用対象外です。

～ 児童相談所から里親への児童自立生活援助事業経費支給までの流れ～

(児童相談所) 毎月末日頃に「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式1)」及び「○月分児童自立生活援助事業所内訳(別紙様式2)」を里親へ送付する。



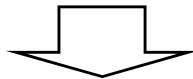
(里親) ① 「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式1)」を作成する。

児童相談所が作成した「○月分児童自立生活援助事業所内訳(別紙様式2)」を確認し、「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式1)」に、請求額合計、入所児童氏名、生年月日、里親区分、請求年月日、里親住所、里親氏名、振込口座情報を記入し、押印する。(口座情報は年度最初の請求時のみ記載。以降は、振込口座に変更があった場合に口座情報を記載)

② 実費請求する経費がある場合、巻末の認定書・証明書をコピーし、書類を整備する。

里親が証明する場合は、領収証書の写しを添付し、書類を作成する。
学校等関係機関が証明する場合は、関係機関に証明を依頼し、書類を整える。

③ 「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式2)」及び、必要があれば認定書、証明書、領収証書(写)等を全てそろえて翌月10日までに返送する。



(児童相談所) ① 返送された「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式1)」に必要事項が全て記入されているかを確認する。

里親区分があっているか確認する。認定書、証明書、領収証書(写)の送付があった場合、内容をよく確認し、必要な添付書類が添付されているかどうか確認後、翌月分の「○月分児童自立生活援助事業所内訳(別紙様式2)」に算入する。

② 「児童自立生活援助事業所請求書(別紙様式1)」に基づき、毎月20日頃までに経費の支払いを行う。

2 療養費

(1) 療養費の概要

- ・ 児童自立生活援助事業所Ⅲ型では、児童等に受診券は発行されません。医療保険適用時の自己負担額については、療養費での精算払いとなります。
- ・ 療養費の支給対象となるのは、次の（４）①～③のとおりです。
- ・ 学校管理下でのケガについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度利用してください。
- ・ 児童等が就職をして、最初の賃金を得た次の月からは、児童自立生活援助事業経費の支給はされません。

(2) 療養費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・ 療養費の対象となる経費が発生した場合、「施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）」、医師が発行する処方箋または診断書または医療従事者が発行する指導証明書、領収書（写）を添付して提出してください。

② 書類提出時期

- ・ 目安として、費用を負担したら速やかに必要書類を提出してください。
- ・ 県では会計年度をまたがった支払いはできません。3月末日までに負担した費用については4月10日までに必ず請求書を提出してください。

③ 書類提出先

- ・ 里親を管轄する児童相談所に提出してください。

(3) 療養費の支払方法

- ・ 必要書類の提出後、約1ヶ月以内に、口座振込で支払います。

(4) 療養費の内容・提出書類

① 医療機関受診（保険診療）時等の自己負担額	実費
------------------------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

医療機関受診（保険診療）時等に、保険医療機関等に対して、支払った自己負担額

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、保険医療機関・保険薬局が発行する領収証（診療明細書）の写し

② 補聴器等補装具の購入	実費
--------------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

医師その他の専門機関において、その児童がそれらを使用しなければ、現在あるいは将来において児童の福祉に著しい支障があると認められる場合の補聴器等補装具の購入に係る経費

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、医師が発行する処方箋、診断書または医療従事者が発行する指導証明書、領収書（写）

【備考】

著しく高額補装具等を購入する場合、購入する前に児童相談所に御相談ください。場合によっては、負担した費用全額の支弁ができない場合があります。

③ 予防接種費	実費
---------	----

【対象】

入所児童

【経費の使途】

インフルエンザ等の予防接種に係る費用

【添付書類】

施設入所児に係る療養費支給請求書（様式第8号）、領収書（写）（予防接種の内容が記載されているもの）

【備考】

- 1 （5）㉓予防接種費の対象外の予防接種が該当します。

～ 児童相談所から里親への療養費支給までの流れ ～

(里 親)

①－1 医師の診断による保険適用の経費(自己負担額)が発生した。

①－2 医師の診断による保険適用外の経費が発生した。

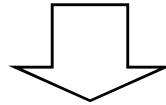
【①－2の支給例】

- ・ インフルエンザの予防接種
- ・ 乳児健診代金
- ・ 吸引器の購入
- ・ 補聴器の購入
- ・ 補聴器用電池交換経費
- ・ イヤーモールドの購入
- ・ 下肢装具の購入

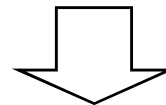
<次の経費は対象になりません。>

- シラミ用の薬…一般生活費対応
- 診断書の代金…一般生活費対応
- 装具の保険料…一般生活費対応
- 身体障害者手帳交付のための診察料…一般生活費対応

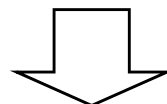
③ 「施設入所児に係る療養費請求書(様式第8号)」、医師の診断書または指導証明書、領収証書の写しを揃えて、児童相談所へ送付する。



(児 童 相 談 所) 送付された様式第8号に必要事項が全て記入されているかを確認し、児童福祉課へ報告する。



(児 童 福 祉 課) 送付された様式第8号を確認し、適当と認められた場合、児童相談所へ予算配付する。



(児 童 相 談 所) 様式第8号に基づき、療養費を支出する。

卷末資料

1 児童自立生活援助事業経費

令和6年度児童保護措置費単価表(児童自立生活援助事業所Ⅲ型(里親)) ※暫定版

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用します。

第1 事務費(里親への委託費)

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
里親手当 (養育里親)	児童の委託に係る手当	月額	1人目 90,000
			2人目以降 90,000
里親手当 (専門里親)		月額	1人目 141,000
			2人目以降 141,000

第2 すべての入所児童に係る経費

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
受託支度金	児童の受託に伴う支度金。同一里親で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は適用外	委託開始月のみ	実費(上限44,630)
一般生活費	児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費	月額	55,530
		日割	1,826
葬祭費	児童が死亡した場合の葬祭のために必要な経費	1件につき	161,290
冷暖房費	児童の冷暖房費 【4級地】 沼田市、上野村、南牧村、長野原町、碓氷村、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町 【旧3級地】 中之条町のうち旧六合村の区域 【旧2級地】 中之条町のうち旧沢田村の区域 東吾妻町のうち旧岩島村及び旧坂上村の区域	月額(注)	1級地 3,640 2級地 3,490 3級地 3,450 4級地 2,760 旧3級地 1,350 旧2級地 1,010 その他 870
予防接種費	対象:A類疾病(予防接種法)、ロウウイルス、破傷風トキソイド、RSウイルス、流行性耳下腺炎)		実費
視力矯正費	日常生活に必要な眼鏡、コンタクトレンズ購入費		実費
防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる経費	年額	実費(上限450,000)

(注):「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に準拠。その月初日に委託中の児童に支給。

第3 入所児童に係る所属別の経費

1 特別支援学校高等部児童

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価	
教育費	児童に係る学用品費	月額	9,380
教材費	教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの経費		実費
通学交通費	通学に公共交通機関を利用する必要がある場合の定期乗車券購入費等		実費
学校給食費	学校給食に必要な経費		実費
見学旅行費	高校最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	在学中 1回のみ	111,290
部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等		実費
入学支度費	入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時	実費(上限86,300)
			公立高校 40,000 ※
			私立高校 160,000 ※
資格取得等特別加算費	高校生対象。就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	在学中 1回のみ	57,620
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額	5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後	413,340
大学進学等自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後	82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後	413,340
就職・大学進学等自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後	20,000 ※

2 高校生

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価
特別育成費	高校等の授業料、クラブ費、教科書代、学用品費、通学費など 通学のための交通費	月額 公立 実費(上限28,330) 私立 実費(上限39,540)
		実費
見学旅行費	高校最終学年に実施される修学旅行の参加費。最終学年以前に繰上げ実施される場合も対象。	在学中 1回のみ 111,290
入学支度費	高校入学に際し必要な学用品等の購入費	入学時 公立高校 40,000 ※ 私立高校 160,000 ※
		実費(上限86,300)
資格取得等特別加算費	高校生対象。就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講費	在学中 1回のみ 実費(上限57,620)
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額 5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後 413,340
大学進学等自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後 413,340
就職・大学進学等自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 20,000 ※
補習費	高校生が学習塾等を利用した場合の経費	1, 2年生 実費(上限20,000) 3年生 実費(上限25,000)
特別補習費	高校生が集団学習に馴染むことが困難である場合に、家庭教師等により個別学習支援をするための費用	実費(上限25,000)
大学等受験費	大学等受験にかかる経費	実費(上限158,000)

3 上記1、2を除いた児童自立生活援助の実施が必要とされた者

(単位:円)

委託費の種類	内 容	単 価
職業補導費	義務教育を終了後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うための交通費及び教科書代等	月額 5,030
就職支度費	就職による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後 413,340
大学進学等自立生活支度費	大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 82,760
(特別基準)	保護者が不在など、経済的援助が見込まれない児童の入所解除後の住居費及び生活費等	入所解除 決定後 413,340
就職・大学進学等自立支度金加算	就職及び大学進学等による自立に伴い必要な寝具、被服類等の購入費	入所解除 決定後 20,000 ※

○欄外の「※」は、県単独加算分

※注意※ (里親委託費と異なる点)

・**受診券は発行不可。**療養費での精算払いとなります。なお、対象者が就職をして最初の賃金を得た次の月からは**措置費からの支弁はできません。(療養費として請求できません。)**

・期末一時扶助費、被虐待児受入加算費、障害児委託里親手当(県単)は児童自立生活援助事業所は**適用外です。**

・就職支度費、大学進学等自立生活支度費は、児童自立生活援助事業所に入所中に就職・進学し、その後、措置解除(退所)した場合も**支給対象です。**

児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 所 請 求 書

請求額								円也
-----	--	--	--	--	--	--	--	----

年 月分入所児童 名に対する経費を請求いたします。

入所児童氏名	生年月日	里親区分
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組
	年 月 日	養育・専門・親族・養子縁組

※里親区分欄は、該当する区分に○をつけてください。

児童相談所長 様

年 月 日

里親住所

里親氏名

印

振込金融機関名	銀行 本支店
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義カナ	

※次月からは上記口座に振込をいたします。口座を変更される場合は、必ず担当児童相談所へご連絡をお願いいたします。

- 23 -

教材代支弁のための証明書

特支

学年

教材名	教科名	購入価格	当該児童名
計		(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)			円

上記は本校における正規の教材として、所轄の教育委員会の承認又は届出を終了しているものであり、かつ、当該学年全児童が用いるものであることを証明する。

年 月 日

学校名

学校長名

印

児童相談所長 様

※「教科名」には、購入した教材を使用する教科をご記載ください。

通 学

職業訓練のための交通機関利用認定書

児童名 _____ 里親名 _____

上記の児童は _____ へ（通学・通所）するため、次の理由により交通機関を利用することを適当と認定する。

交通機関名 _____

1ヶ月当たり交通費 _____ 円

（原則として定期料金の1ヶ月相当額とする。）

理 由 （地理的条件、身体的条件等について具体的に。）

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長又は職業補導所長名

印

_____ 児童相談所長 様

- （注） 1 職業訓練とは、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うことをいう。
- 2 年度間を通じて同一理由による場合は、4月分措置費支弁の際の認定書をもって、その年度間、その効力を有するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 3 児童自立生活援助事業対象児童に係る認定は、児童相談所長の認定をもって差し支えないこと。

部 活 動 費 納 入 証 明 書

(年 月 分)

児 童 名 : _____ 部 活 動 名 : _____

学 年 : _____

	金 額	備 考
部 活 動 費	円	
道 具 代	円	
遠 征 費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の者は、本部活動に参加していること及び上記の費用を納入したことを証明する。

年 月 日

学 校 名

学校長又は
顧問教諭名

印

_____ 児童相談所長 様

道 具 類 購 入 一 覧 表

児 童 名 : _____ 部 活 動 名 : _____

学 年 : _____

購 入 品	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

上記の部活動に使用する道具類を購入しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※購入品に係る領収書を必ず添付してください。

学 習 塾 費 納 入 証 明 書

(年 月 分)

児 童 名 : _____ 学 年 : _____

	金額	備考
入 会 金	円	
授 業 料 (月 謝)	円	
講 習 会 費	円	
教 材 費	円	
模 擬 テ ス ト 代	円	
交 通 費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の者は、本塾に在籍していること及び上記の費用を納入したことを証明する。

年 月 日

学 習 塾 名

学 習 塾 長 名

印

_____ 児童相談所長 様

学 習 塾 費 一 覧 表

(年 月 分)

児 童 名 : _____ 学 年 : _____

	金額	備考
入 会 金	円	
授 業 料 (月 謝)	円	
講 習 会 費	円	
教 材 費	円	
模 擬 テ ス ト 代	円	
交 通 費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

上記の費目について、支出しました。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

この様式は、領収書等で支出額及びその内容が確認できる資料がある場合に、里親自身で作成してください。なお、必ず領収書等の支払ったことがわかる書類を添付してください。

この様式を提出される場合は、5号様式の証明書を学習塾からもらう必要はありません。

交通費は学習塾に通うために交通機関を利用した場合が対象となります。(送迎のために車を利用した場合のガソリン代等は対象となりません。)

個別学習支援利用証明書

(年 月 分)

児 童 名	年 齢	費 目	金 額	備 考
計				

上記の者は、個別学習支援を利用していること、及び以上の費目の金額のとおり納入したことを証明する。

年 月 日

法 人 等 名

又は

講 師 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、家庭教師等個別学習支援の利用した場合に作成すること。

※対象となる経費は授業料等であり、支出した費目を記載し、併せてその金額を記載すること。

在学及び学校給食費に係る証明書

児 童 名 _____

学 校 名 _____

学 年 組 _____ 第 _____ 学年 _____ 組 _____

里 親 名 _____

住 所 _____

学 校 給 食 費 の 状 況						
月 額	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
金 額						
月 額	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
金 額						
備 考						

上記児童は本校に在学していること、及び _____ 年度において学校給食費を上記のとおり徴収することを証明いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長名

印

_____ 児童相談所長 様

修学旅行 参加証明書

児 童 名 _____
学 校 名 _____
学 年 組 _____ 第 _____ 学年 _____ 組 _____
里 親 名 _____
住 所 _____

上記児童は、本校で実施した修学旅行等に参加したことを証明いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

学校名

学校長名

印

_____ 児童相談所長 様

(摘 要)

修学旅行等目的地

実 施 年 月 日

(注) 1 対象となる修学旅行とは、学校の教育課程において実施される見学旅行のことをいう。

なお、在学中の学校の判断により最終学年以外の学年で実施された場合についても同様と
みなす。(原則として在学中1回)

2 児童自立生活援助事業所では、遠足代(教育費)、林間・臨海学校(夏季等特別行事費)は対
象外です。

特別育成費支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円

上記は、本校においてその児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費であることを証明する。

年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

____ 児童相談所長 様

特別育成費支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円
上記は、該当児童が在籍する高等学校においてその児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等であることを証明する。 年 月 日 里 親 名 印 _____ 児童相談所長 様		

※この様式は、学校を経由せずに教材を購入した時のみ作成すること。

※購入した教材およびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(入学時特別加算費)支弁のための証明書

高校

学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円

上記は、該当児童が在籍する高等学校において「その児童の高等学校入学に際し必要な学用品」であることを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、学校を経由せずに教材を購入した時のみ作成すること。

※購入した教材およびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(交通実費)支弁のための証明書

高校 学年

教 材 名	購 入 価 格	当 該 児 童 名
計	(A)	(B) 名
購入価格総額 (A) × (B)		円
上記は、該当児童が在籍する高等学校において、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額であることを証明する。 年 月 日 里 親 名 印 _____ 児童相談所長 様		

※この様式は、学校を経由せずに交通実費を支弁した時のみ作成すること。

※購入した定期乗車券やこれに準ずるものおよびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

特別育成費(大学等受験費)支弁のための証明書

高校 学年

児 童 名	経 費 の 内 容 (大 学 名 等)	金 額
総額		円

上記は、大学等受験にかかる経費の実費を合算した額であり、独立行政法人日本学生支援機構の受験料等支援を受けている場合には、その額を控除したものであることを証明する。

年 月 日

里 親 名 印

_____ 児童相談所長 様

※大学等を受験することがわかる書類及び受験料等の費用の金額がわかる書類を添付すること。

予防接種費支弁のための証明書

病院名	ワクチン名(対象疾病名)	値段	当該児童名
計		(A)	円(B) 名
総額 (A) × (B)		円	

上記は、該当児童が予防接種を受けたことを証明する。

年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※接種したワクチンおよびその金額がわかる書類(領収書等)を添付すること。

※予防接種費として支弁できる予防接種は以下のものをいう。

(1)予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定するA類疾病を予防するための予防接種

(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎)

(2)ロタウィルス

(3)破傷風トキソイド

(4)RSウイルス感染症

(5)流行性耳下腺炎

在 学 証 明 書

生徒名：

学校名：

里親名：

住 所：

上記生徒は本校に在学していることを証明します。

年 月 日

学校名

学校長

印

_____児童相談所長 様

視力矯正費支弁のための証明書

(令和 年 月分)

児 童 名	年 齢	費 目	金 額	備 考
計				

上記の者は、日常生活を営む上で視力矯正を必要としていること、及び以上の費目の金額のとおり納入したことを証明する。

令和 年 月 日

里 親 名

印

_____ 児童相談所長 様

※この様式は、眼鏡及びコンタクトレンズの購入のために支出した場合に作成すること。

※対象となる経費は眼鏡の購入代、レンズ及びフレームの交換代、コンタクトレンズの購入代及び消耗品類の購入代であり、支出した費目を記載し、併せてその金額を記載すること。

児童自立生活援助事業経費 Q & A

(1) 転校したため、学用品を新たに準備した。

転校時には、入学支度金の支弁が可能です。

(2) 児童自立生活援助事業経費はどのように確定申告するか。

里親委託手当は雑所得に該当。必要経費は控除対象になるので、証拠書類として領収書等を保管してください。詳細は、申告する税務署に確認してください。

(3) 児童が利用するパソコン購入に補助してもらえるか。

現在のところ、該当する補助金はありません。

令和6年度より開始された高校生のBYOD教育ですが、もともと各高校に配備されていたパソコンを、リース残余期間はパソコンが買えない生徒用に無償貸与されます。

また、住民税非課税世帯に対するパソコン購入費の補助を、県教育委員会が実施しております。

(4) アパート代金は支弁してもらえるか。

一般生活費の中で対応ください。

(5) 高校生が就職説明会の旅費は支弁してもらえるか。

学校行事として出席する場合、特別育成費に該当しますが、個人として出席する場合は該当になりません。

(6) 特別育成費（大学等受験支援）の対象経費である「大学等の受験にかかる経費」の範囲はどのようなものが含まれるのか。

受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費が対象となります。

このため、模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象となりません。

(7) 通学定期代金は3ヶ月や6ヶ月で購入してよいのか。

1ヶ月定期券以外購入してはいけないということはありませんが、3ヶ月定期購入後に入所が解除になった場合、返金手続きが生じるので、生活が落ち着くまで、長期間の定期券購入は見合わせることをお勧めします。

(8) 通学定期券の有効期間が年度をまたぐ場合、いつ委託費を請求するのか。

前年度に購入しているのであれば、前年度請求していただいて結構です。

(9) 福祉就労児童に就職支度金は支弁してもらえるか。

福祉就労でも就職支度費が出る場合は、以下を両方とも満たす必要があります。

① 仕事内容が「訓練」ではなく「就労」と見なせること

※ほとんど事業所に近いものでないと難しいです。

② 他の制度や就職先等による支援を受けていないこと

就職支度費は就職して最初の1ヶ月にかかる必要なものについて支弁するもの（被服類、寝具、生活用品など）のため他の制度や就職先等によってそれらが準備され、

児童本人に負担が発生していないのであれば、就職支度費は必要ないと判断されます。
このため、一律に「福祉就労の場合、絶対に就職支度費はできません」とはなりません。就職支度費が出る場合というのは、「就労支援A型であり、生活保護を受けておらず、仕事内容は就労と認められる」というようなかなり限定された方になると想定されます。

(10)高校の入学支度金とはどんな経費が対象なのか。

高校入学に際し、揃えなくてはならないものは広く対象として扱います。

(11)特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とします。

(12)特別育成費が上限付きの実費となったが、上限額は月毎で区切るのか。

必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用が可能です。

上限月額の間年総額を限度として、所要経費を支弁できます。

(13)実費支弁になり、領収書が必要となりますが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを提出してください。具体的な書類については、児童相談所に御相談ください。

(14)特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

文部科学省の「こどもの学習費調査」における学校教育費の対象に準ずるものと考えています。

(15)特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。

タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外です。

(16)資格取得等特別加算費（特別育成費）が上限付きの実費となったが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

自立支援や就職支援を目的とするものであれば、合算して支弁することが可能です。この場合であっても、1人当たりの上限額は児童保護措置費単価表に定められた額とします。また、請求自体は1回に限ります。

(17)特別育成費保護単価には月額上限が設定されており、当該年度内においてこの月額に上限単価に12ヶ月を掛けた額以内であれば特定の月に月額上限単価を超えて支弁してもよいことになっている。もしも児童が高校を途中で退学してしまった場合、その児童が退学した日が属する月までの月額上限単価の総額を超えて支弁された委託費は返還する必要があるか。

支払いが発生したタイミングでは退学を予期できない場合があるため、必ずしも総額を超えた分について、戻す必要はありません。

(18) 通学時の靴は特別育成費で請求できるか。

文部科学省の「こどもの学習費調査」における学校教育費の中に通学用品（靴・

靴）が含まれているため、通学時の靴も特別育成費の学用品として支弁できます。ただし、制服と同様に靴が指定されている場合、これは制服と見なし入学時特別加算費での購入となります。

(19) 普段は自転車通学であるが、雨の日だけ電車を利用する場合、電車の回数券は特別育成費の交通費として請求できるか。

以下のとおり、請求していただければ支弁できます。

8号の4様式に雨天の場合の通学方法とその費用を記載してください。

(例：高崎駅～前橋駅（JR上越製・両毛線）片道200円 往復400円）

回数券は、里親が管理し、通学用途に限定して利用してください。

(20) 特別育成費の交通費に自転車購入費が含まれるが、電動自転車やマウンテンバイク等の高額自転車は対象になるか。

要綱では「最も経済的な通常の経路及び方法」とされているため基本的にはシティサイクルの利用を推奨するが、通学経路（例：坂道）や利用する児童の事情（身体虚弱）により電動自転車等の購入が妥当かつ一般的等の正当性がある場合、全額実費支弁します。

電動自転車の購入を検討される場合は、事前に児童相談所に相談してください。

(21) 自転車通学をする児童が加入する自転車保険は特別育成費の交通費として支弁できるか。

支弁可能です。

(22) 特別育成費（大学等受験支援）について、（独）日本学生支援機構が同様の受験料等支援を行っているが、特別育成費（大学等受験支援）を優先して活用する必要があるか。

特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係はなく、同一年度に両方の支援を活用することも可能です。

特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになります。

(23) 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁できるか。

昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補習費）にて支弁が可能です。

(24) 児童が検査入院等で入院する場合のリネン代や里親の付き添い入院費について

児童自立生活援助事業経費からの支弁はありません。

(25) 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を児童自立生活援助事業経費から支弁してよいか。

高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところですが、同一児童に対して1回限りと

いった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えありません。

(26)就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされています。

これらは、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能です。

なお、児童自立生活援助事業所に入所中に、就職・進学し、その後、退所した場合も支給対象となります。

2 療養費

施設入所児に係る療養費支給請求書

療養を受けた 児童の氏名	年 月 日生	保険区分		受診券 受給者 番号	
傷 病 名		発病負傷 年月日	年 月 日	療養期間	
診療を受けた機関名					
診療に従事した 医師(薬剤師)名					
療養の給付を 受けることが できなかった 理由		発 病 (負傷) の原因		療養に 要した 費用	費用総額 円
		傷病の 経 過			他法分 円
		療 養 内 容			請求分 円
備 考					
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて請求します。 年 月 日 (施設名) 群馬県知事 様 印 (代表者又は里親名) 印					

※里親については、下記について記入してください。

里 親 住 所			電話番号	
振込金融機関名	銀行	(支)店	預金種別	普通 ・ 当座
口 座 番 号		(カナ) 口座名義		

療養費 Q & A

(1)児童自立生活援助事業所への入所前に療養費対象経費を支出したが支弁してもらえるか。

入所前であっても、診断書領収書等必要な書類が整っていれば支弁可能ですが、事前に児童相談所に確認をお願いします。

(2)特別支援学校等に適切な対応を依頼するための診断書の発行手数料については、支弁してもらえるか。

適切な対応を依頼するために必要な診断書と判断できるのであれば、支弁可能です。ただし、必要な書類かどうか判断するのは児童相談所になるので、事前に確認をお願いします。